

瀬田小学校いじめ防止基本方針

**令和7年4月
世田谷区立瀬田小学校
(令和6年4月改訂)**

瀬田小学校いじめ防止基本方針

2025.4 瀬田小生活指導部

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における 最重要課題の一つである。

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域その他の関係機関等が相互に連携し、いじめ防止対策推進法に基づき、世田谷区子ども条例等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、重大事態への対処をのための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な 方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。いじめを見落とすことがないよう、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる。

行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。なお、いじめられた児童・生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び 良好な関係を築くことができたりした場合には、例えば「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟かつ適切に対処する。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、 その心身の健全

な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童は、いじめを行ってはならないものである。

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 学校において実施する施策

いじめは、どの学校にも起こりうるとの認識のうえで、学校、家庭、地域、区、教育委員会、その他の関係機関の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうことから、この問題にはすべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。また、すべての児童・生徒がお互いを認め、心の通う望ましい人間関係をはぐくむために、本校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。このため、本校におけるすべての教育活動を通して、すべての児童・生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、教職員が児童の多様性を認めることで、すべての児童・生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重するという経験を重ね、望ましい人間関係をつくる力をはぐくむために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取り組みを推進する。

あわせて、いじめへの取り組みの重要性や本校の教育活動について、積極的に保護者や地域等へ発信する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、すべての大人が連携・協力し、児童の小さなサインに気付く力を高めていくことが必要である。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われる。遊びやからかい、ふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合など、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われると認識する。

このため、本校教職員は、児童の話に耳を傾け、児童の心に寄り添い、その気持ちを受け止め、児童との信頼関係などを高め、いじめの実態等を把握とともに、教育相談体制の充実を図る。

(3) いじめへの早期対応

いじめの情報を確認し、いじめの兆候が疑われた場合には、いじめを受けている児童の安全確保をはじめ、再発防止に迅速に対応していく。

特に、教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策

組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、本校の組織的な対応につなげていく。

また、いじめ問題に適切に対応するため、個々の教職員のいじめの問題への理解を深め、指導力を高めるとともに、教職員個人が情報を抱え込んだり、いじめを軽視したりすることなく、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、教職員が一体となり、保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的に対応していく。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくには、家庭や地域の方々、関係機関等との連携が重要である。また、子どもの人権擁護のために、区長と教育委員会が共同設置した世田谷区子ども条例第15条第1項に基づく「世田谷区子どもの人権擁護委員」の活動と協働し、いじめへの対応等を行うとともに、同委員の活動等の児童・生徒や、保護者、区民等への周知などを推進する。

さらに、PTAや地域の関係団体等と学校がいじめについて協議する機会を設定したり、地域運営学校の学校運営委員会を活用したりするなど、いじめについて家庭や地域等が連携した対応を推進していく。

また、児童の健全育成の観点から、警察との連携体制を構築する。日常的に情報共有を行うとともに、いじめ事案への的確に対応するため、必要に応じて教育的意義や果たすべき役割を明確にし、相談・通報を行う。

(5) いじめを生まない、許さない学校づくり

- ① 道徳教育を充実させ、豊かな情操と道徳心の醸成を図る。
- ② 情報モラル、ネットリテラシー等、ネット上のいじめ防止のための啓発活動を促進する。
- ③ 自然体験活動や宿泊体験などの体験活動を推進する。
- ④ 学校運営委員会等、本校の課題を共有し、地域ぐるみで解決する。

(5) いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめ防止等に実効的に取り組む組織（瀬田小学校いじめ対策委員会）を設置し、いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的に実施する。またこの委員会は、校長、副校長、教職員やスクールカウンセラー、スクールソポーター、養護教諭等で構成する。

さらに、重大事態が発生した場合には、教育委員会への報告とともに連携して、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするための環境を確保する。

また、インターネットを通して行われる不適切な書き込みや画像の拡散等のいじめの訴えがあったときには、削除を申し入れるなど、教育委員会及び関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断するときは、警察署等との連携を図る。

2 本校に係る重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ただし、重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けている児童・生徒の状況を報告し教育委員会が判断する。また、いじめられた児童・生徒や保護者等から重大事態であるとの申立てがあったときは、調査の実施や報告など適切に対応する。

(2) 本校又は区と教育委員会による調査等

重大事態が発生したときは、設置している瀬田小学校いじめ防止等委員会を中心、重大事態に対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、本校から教育委員会を通じて速やかに区長に報告する。

第3 その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。

